

スマートフォンから予約できます

公共施設オンライン予約がスタート

●問い合わせ先 生涯学習課 ☎ 096-248-5555



▲市ホームページ

2月26日(木)から市の公共施設がインターネットで予約できるようになります。支払いもオンラインでの決済が可能になります。利用には事前にインターネットでの登録が必要で、メールアドレスが必要です。同一のメールアドレスで複数の登録はできません。詳しくはホームページを確認してください。

インターネットを利用できない人や大会やイベントでの利用については、これまで通り窓口で行ないます。予約は先着順で、窓口予約よりもオンライン予約が優先されます。

こんな人におすすめ

- ・窓口に行く時間がない
- ・いつでも好きな時間に予約したい
- ・窓口に並ばずに予約をとりたい

便利なポイント

- ・24時間いつでも予約OK
- ・パソコンやスマートフォンから利用可能
- ・空き状況がすぐわかるので予約がスムーズ

対象施設

- ・総合センター「ヴィーブル」内施設
- ・各市民センター
- ・ひまわり公園
- ・三つの木の家
- ・市内グラウンド
- ・市内体育館
- ・小・中学校体育館、グラウンド
- ・テニスコート
- ・武道館

運転免許証返納後の生活をイメージしてみませんか

お試し免許返納

●問い合わせ先 安全安心課 交通防犯対策班 ☎ 096-248-1555



▲市ホームページ

お試し免許返納とは、65歳以上の人々に、運転免許証を所有したまま自動車を運転しない生活を体験する企画です。日々の移動を公共交通で行なうことで、運転免許証返納後の生活を具体的にイメージすることを目的としています。本企画は、県内の乗合バス事業者5社が連携する共同経営推進室主催で実施します。

※本企画への参加により、運転免許証を返納する義務はありません

▶実施期間

令和8年4月～5月の2カ月間

▶対象者

市内に住む65歳以上で運転免許証を持っている人

▶募集人数

先着100人

▶特典

県内全域の一般路線バス、電鉄電車、熊本市電の運賃半額割引

※レターバス、乗合タクシーは対象外です

※他の割引との重複割引はできません

▶申込期間

2月9日(月)～3月24日(火)

※申し込みが100人に達した時点で終了

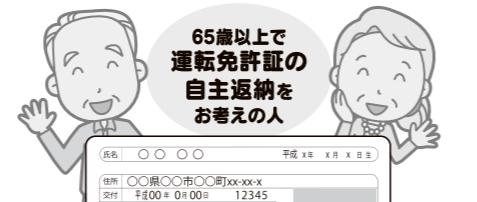
▶申込方法

運転免許証を持って、安全安心課窓口(市役所2階)で申込用紙に記入し、提出

●企画に関する問い合わせ先

共同経営推進室

☎ 096-312-0588



バス運賃が半額!
2ヶ月間

合志市長選挙

告示日 3月8日(日)

立候補受付 3月8日(日)

▶とき 午前8時30分から午後5時まで

▶ところ 市役所防災センター棟1階避難所①
(のち総務課)

投票日 3月15日(日)

午前7時～午後7時

※第2投票区(日向集会所)・第5投票区(恵楓園恵楓会館)は午後6時まで

※3月8日(日)の告示日に立候補届出のあった候補者が1人であるときは、投票は行なわれません



今回の市長選挙で投票できる人は

次の要件を全て満たす人です。

- ・日本国民であること
- ・平成20年3月16日までに生まれた人
- ・令和7年12月7日までに本市に住民票が作成された人(転入届けをした人)で、引き続き3カ月以上住み、合志市の選挙人名簿に登録されている人

※ただし、投票日前日(3月14日)までに他の市町村へ転出した人、または、転出の異動予定日として届出をした人は投票できません

投票所入場券は

3月9日(月)から郵送予定です。

※投票が行なわれないことになった場合、発送しません

『選挙公報』はいつ届くの

投票日2日前までに各戸配布予定です。

※『選挙公報』とは、候補者の氏名や政見などを選挙人に周知するため、公営で文書を発行するものです

※投票が行なわれないことになった場合、法令の定めにより発行しません

期日前投票もご利用ください

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票日に投票できない人は、期日前投票ができます。

投票所入場券ハガキ裏面の『期日前投票宣誓書』に必要事項を記入しておくと、手続きが早く済みます。

期日前投票所

▶期 間 3月9日(月)～14日(土)

▶時 間 毎日午前8時30分～午後8時

▶場 所 市役所1階ホール
西合志図書館集会室

代理投票制度とは

病気やケガなどで、投票用紙への記入が困難な人のために、投票所の事務従事者が代筆する制度です。

代理投票は投票所の事務従事者2人が補助を行ない、補助者の1人が投票者の指示する候補者の氏名を記入し、他の1人が立ち会う方法で行ないます。補助者は投票の秘密を必ず守ります。

投票用紙への記入が困難な人は、投票時に申し出ください。

長期出張や出産などで合志市を離れている人は

3月9日(月)から15日(日)まで合志市を離れている人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票することができます。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

病院などに入院している人は

病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設など、特定の施設に入院または入所している人は、その施設内で不在者投票できる場合があります。その施設が不在者投票できる施設として指定されていることが条件ですので、入院・入所先の事務局に確認ください。

郵便による不在者投票とは

体に重度の障がいのある人や要介護者である人は、自宅や療養先などで投票できる『郵便等による不在者投票制度』が利用できます。対象と思われる人は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票の対象者

手帳等の種類	障がいの種類など	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級もしくは3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症

手帳等の種類	要介護状態区分
介護保険被保険者証	要介護度5

上記対象者のうち、一定の要件に該当する人は、代理記載制度も利用できます。詳しくは、選挙管理委員会へお尋ねください。

●問い合わせ先

市選挙管理委員会(総務課内) ☎ 096-248-1112